

プロポーザル方式の手続開始に係る参加説明書

1 業務発注概要

- (1) 業務名 第5次稲敷市男女共同参画計画策定支援業務
- (2) 履行場所 稲敷市全域
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 選定方式 簡易公募型プロポーザル
- (6) 予算上限 9,108,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 参加形態は単体とする。
- (2) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における稲敷市での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (3) 稲敷市の令和7・8年度競争入札参加資格を有していない者は以下の書類を添付すること（写し可・a～cについては提出前3か月以内のもの）。
 - a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - b 印鑑証明書
 - c 納税証明書（国税：その3の3、県税：様式第40号の4（ア）、市税：未納のないことの証明書）
※県税、市税については県内、市内に事業所がある場合のみ提出
 - d 財務諸表、直前1年分
 - e 実務調書、直前2年分
- (4) 稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年稲敷市告示第2号）第37条又は規程第38条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 過去5年以内に、国内において元請として同種業務を受注し完成・引渡しが完了していること。
- (7) 当該主任技術者は上記（6）の業務を主たる主任技術者として履行した実績を有すること。
- (8) 当該主任技術者及び照査技術者は、提出者の組織に属していること。
- (9) 主任技術者及び記載を求める照査技術者はそれぞれ1名であること。
- (10) 配置予定者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公

務員の場合は地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満たしていること。

- (11) 主任技術者が記載を求める照査技術者を兼任していないこと。
- (12) 記載を求める照査技術者は、過去5年以内に同種業務に携わった実績があること。
- (13) 主たる担当業務分野を再委託しないこと。
- (14) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の事業者が稲敷市契約事務等に関する規程第37条又は第38条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。
- (15) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 参加表明書（技術資料添付）の提出

- ①提出期限 令和8年5月21日（木）16：00
（持参する場合は、土日、祝日を除く9：00から16：00とする。）
- ②提出方法 持参または郵送（ただし、配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）

③技術資料の評価基準

評価項目	評価基準	配点
会社概要・業務実績について	・業務遂行に有効な経験、実績を有しているか。同種類似業務の実績があるか。	10
業務実施体制	・必要な専門的知見・実績を有する人員が十分に配置されているか。 ・役割が適切に示されているか。	10
小計		20

- ④作成方法 別添、第5次稲敷市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル参加表明書作成要領による。

4 企画提案書提出者の選定方法等

事業者の選定にあたっては、プロポーザル参加者から提出された技術資料を基に、庁内に設置した第5次稲敷市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の事務局において書類審査を行い、評価点の高い者から順に3者を企画提案書提出者に選定する。

参加者が3者以内の場合は、参加資格を満たしていないものを除き、すべての参加者をヒアリングに進出するものとして扱う。

5 選定／非選定の通知日

令和8年5月27日（水） 選定／非選定の通知送付

6 企画提案書の提出

- ①提出期限 令和8年6月10日（水）16：00
（持参する場合は、土日、祝日を除く9：00から16：00とする。）
- ②提出方法 持参または郵送（ただし、配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）
- ③作成方法 別添、第5次稲敷市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル企画提案書作成要領による。

7 企画提案書作成に関する質問、回答

- ①質問の期限 令和8年6月5日（金）正午
電子メールによる提出とする。
- ②回答の期限 令和8年6月9日（火）正午
稲敷市公式ホームページで公開する。

8 ヒアリングの実施について

令和8年6月12日（金）～令和8年6月19日（金）の期間に設定する。
詳細については後日連絡する。

9 特定者の選定方法等

(1) 選定方法

書類審査及び企画提案内容とプレゼンテーションを基に委員会において非公開で審査し、特定者を決定する。

企画提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。

(2) 評価基準

評価基準			配点
技術資料	企業の概要、業務実績等	売上高、従業員数、同種業務の実績、業務実施体制等	20

企画提案内容	業務の企画（業務実施方針、工程表）		10
	男女共同参画に対する本市の課題を把握し、関係法令、稲敷市総合計画などの上位・関連計画、国・県等の基本計画との整合を図りつつ、男女共同参画社会実現のための施策提案及び策定支援が期待できるか。		20
	市民意識調査、グループインタビュー、パブリックコメント、審議会の運営など、計画策定に係る各種業務への支援内容が妥当か。		20
ヒアリング	専門技術	当該業務の実施方針等や手法について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。	10
	取組意欲	当該業務全般を通して取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。	5
	プレゼンテーション能力	わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。	5
価格見積	業務コストの妥当性及び価格評価	見積価格は提案限度額内に収まり、適切であるか。	10
合計			100

(3) 採否の通知

採否については、決定後速やかにプロポーザル参加者あてに通知する。

10 参考見積について

企画提案書提出時に、本業務に係る必要な経費内訳を積算した参考見積書を1部提出すること。

11 契約の手続について

特定通知書を受けた者（特定者）は、随意契約のための手続きの調整のため、通知受領後速やかに担当部署に連絡すること。

- (1) 特記仕様書の作成のため、発注者と調整すること。
- (2) 発注者の指示に従い随意契約の手続きを進めること。
- (3) 特定者と契約にいたらない特別な場合は、次点と随意契約できることとする。

12 特定/非特定通知

令和8年6月22日（月）

特定/非特定通知書について郵送により個別に通知する。

13 特定/非特定通知に関する説明要求及び回答

説明要求期限 通知が発行された日から起算して6日以内（閉庁日を除く。）

回答期限 受理した日から起算して6日以内（閉庁日を除く。）

1 4 担当部署（問合せ先・提出先）

〒300-0595

茨城県稲敷市犬塚1570番地1

市長公室秘書広聴課

広報広聴・シティプロモーション・男女共同参画推進グループ

TEL 029-892-2000（代）

FAX 029-892-2062

E-mail danjo@city.inashiki.lg.jp

1 5 その他

- (1) 本手続において使用する言語は、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 企画提案書の取扱い
 - ①提出された企画提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - ②提出された企画提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。記載のない場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
 - ③上記②において、企画提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（書式自由、ただしA4判とする。）にその旨を記載し、提出すること。
 - ④提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記②の場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に企画提案書及び複製は廃棄する。
 - ⑤提出された企画提案書及びその複製は、企画提案書の特定及び上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - ⑥企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

1 6 手続きの流れ

